



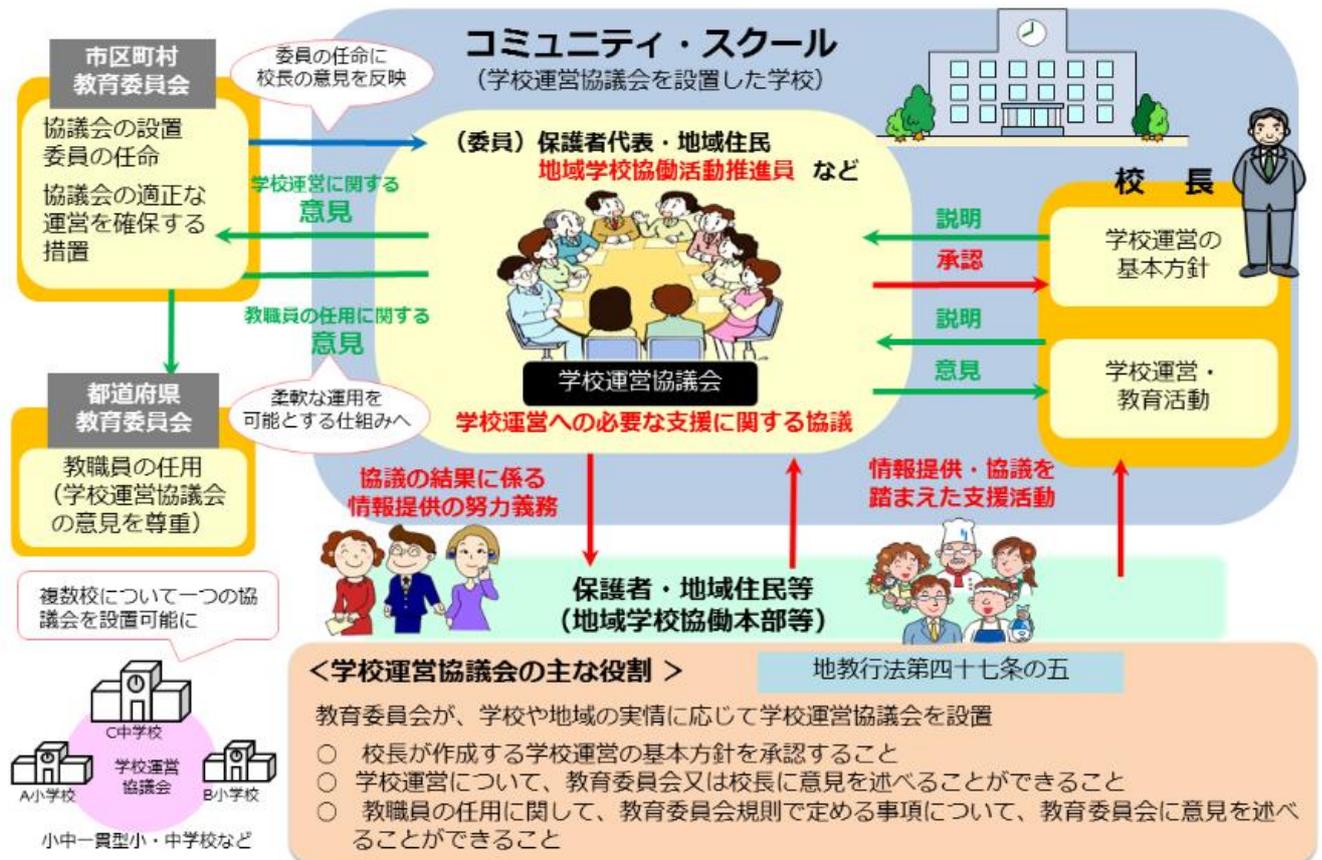
山形市立大郷小学校

山形市立大郷小学校の学校運営協議会について (コミュニティ・スクール化の推進)

1 制度の概要と経緯

- ◇平成 27 年 12 月に取りまとめられた中央教育審議会答申「新しい時代の教育と地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」を踏まえ、学校運営協議会の設置の努力義務化やその役割の充実などを内容とする、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正が行われ、平成 29 年 4 月 1 日より施行されました。「学校運営協議会の設置が努力義務化」及び「社会教育法」の改正による地域と学校の連携・協働活動推進のための連携協力体制の整備や「地域学校協働活動推進員」の規定整備がなされました。
- ◇山形市では、令和 4 年度までに市内全小中学校で学校運営協議会を設置しました。
- ◇大郷小学校では、令和 3 年度 1 月 20 日の「第 2 回学校評議員会(兼)第 1 回学校運営協議会」をもって、発足しました。

2 コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)について(文部科学省 HP より)



3 コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)のねらい

- ◇コミュニティ・スクールとは、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組みである。コミュニティ・スクールでは、学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくことができます。

学校運営協議会の主な役割

◇地教法第47条の5に基づき、教育委員会が学校に設置する学校運営協議会には、主な役割が3つあります。

- ①校長が作成する学校運営の基本方針を承認する
- ②学校運営に関する意見を教育委員会又は校長に述べることができる
- ③教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べるができる

※ただし、本校においては③については、教員個人に関わるのではなく、全体の構成バランスや改善に向けた重点への対応等についてご意見をいただきます。

4 みんなのコミュニティ『ほっとルーム』について（学校運営協議会発足時に開設）

（1）ねらい

- ・子供や保護者が、心を開くことができる場（「ほっとルーム」）を増やすことで、子供の成長や子育てを支えると共に、学校のさらなる安心感を醸成する。
- ・「ほっとルーム」で得た情報を共有することで、子供や保護者への支援をより確かなものにする。

（2）開設時間及び場所

- ・毎週火曜日 9：30～12：00

（3）「郷の学校スクールボランティア」スタッフ

- ・松井 愛さん、三部敏子さん 他

（4）令和6年度4～6月の状況

- 教室になかなか入ることが難しい状況の子供たちを、温かく迎えていただくことができている
- 郷のスクールボランティアの皆様が、子供や保護者との関わりづくりに長けており、教室や保健室、相談室以外にも「居場所」の選択肢となっている
- 集団生活や学習に意欲が持ちにくい状況の子供が、登校できる目的の一つになっている

5 学校運営協議会の広報活動について

- ・「学校運営協議会たより」を発行し、地域の皆様にも周知する
- ・作成は校長が行い、協議会委員長が内容の確認をした後に配布する
- ・学校運営委員会開催月を原則とし、学校たより「すずかけ」と一緒に回覧・配布する
- ・内容は「令和6年度の学校運営協議会委員名簿」「学校運営委員会の内容」とする